

濁川運動広場野球場の廃止について

濁川運動広場は、濁川第一埋立地の跡地利用として旧雇用促進事業団と新潟市が設置した新潟勤労者体育施設（サン・スポーツランド濁川）を前身とするスポーツ施設である。平成15年に雇用・能力開発機構から譲渡を受け、今日に至っている。

当該施設のうち野球場については、利用に制約があることや、北区は他区に比べ野球場が多く利用者への影響が少ないこと、新潟市公共施設再編案の新潟市財産経営推進計画公共施設マネジメント編【別冊資料】で「廃止」と位置づけられた経緯があることなどを踏まえ、令和8年度の利用期間が終了した後、廃止としたい。

1 濁川運動広場野球場の概要

所在地	新潟市北区濁川 3947 番地 1
敷地面積等	野球場面積 7, 772 m ² 【参考】広場全体 26, 448 m ²
建設年月	昭和61年7月（平成15年3月改修工事）
利用者数	延べ4, 722人（令和6年度実績） <参考> 南浜運動広場 13,333人、阿賀野川ふれあい公園 6,333人、木崎野球場 6,129人、豊栄南運動公園 5,209人、阿賀野川公園 2,131人
利用制約等	○硬式野球不可。 ○球場が手狭で隣接地への飛球回避のため複合バット使用禁止
その他	ナイター照明灯は旧式のためすでに生産は終了しており、電球が順次球切れとなっても交換できない状況。LED灯への切り替えには億単位の額を要する。

2 廃止に伴う利用者への影響

利用者団体への影響を最小限にするため、令和8年度は引き続き通常利用とする。廃止後は市内の他野球場での代替をお願いする。

3 廃止後の跡地利用について

本市の財産経営推進計画において、跡地利用は原則売却の方針であることに加え、公共施設再編のさらなる加速化に向けた取り組みを踏まえ、用途廃止後は売却する。

4 廃止に向けたスケジュール

令和7年度中	○ 濁川運動広場野球場の廃止について方針案を公表 ○ 利用者団体の代表者全員へ通知
令和8年度中	○ 施設は通常利用（例年どおり） ○ 条例改正などを経て用途廃止の手続きを行う。 ○ 用途廃止後、土地売却の手続きを行う。

5 その他

代替施設となる区内野球場の補修整備を行い、利用者の利便性を確保する。